

津市監査委員告示第7号

令和4年5月17日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施した結果を、令和4年5月30日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市住民監査請求事務取扱要領第9第7項の規定に基づき、公表する。

令和4年6月6日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	堀	口	順	也

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和4年5月17日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

津市 正 次 幸 雄

3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原本のまま記載）

津市は、令和2年度において、一般社団法人津市観光協会に業務委託した3件の業務委託と、1件の津市補助金の交付について、双方の違法かつ不当な行為により、津市に損害を与えた。

記

- (1) 津駅前観光案内所運營業務委託
- (2) 観光誘客PRキャンペーン業務委託
- (3) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託
- (4) 観光誘客・情報発信事業補助金

協会が委託業務の中で実施した物品販売に関する損害賠償請求権、不当利得返還請求権の行使を怠っているので、長、職員及び協会に請求するなど必要な措置を講ずることを、市長に勧告せよ。補助金と委託料の二重取りについて、補助金の返還等、必要な措置を講じるよう、市長に勧告せよ。

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、多少の文言整理はあるものの、令和4年3月30日付けで提出された住民監査請求と同一の内容であると解される。先の請求については、令和4年4月18日付けで、理由を付して却下通知を送付しており、本件請求をもって理由が変わるものではないことから、監査を実施する必要がないと判断するものである。

以上